

農林水産委員会会議記録（第 1 号）

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

福島県議会

1 日時

令和7年12月18日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 1時31分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	鈴木 優 樹	副委員長	山 内 長
委員	太 田 光 秋	委員	渡 辺 義 信
委員	三 瓶 正 栄	委員	三 村 博 隆
委員	山 口 洋 太	委員	吉 田 誠
委員	誉 田 憲 孝		

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

鈴木優樹委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶を述べる。

このたび、本委員会の委員長に選任された鈴木優樹である。

まず初めに、山内副委員長をはじめ各委員においては、今後2年間、委員会の円滑な運営のため協力願う。

また、執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じ、一層の県

政進展のため努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単ではあるが、開会に当たっての挨拶とする。

初めに、委員席については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、菅田憲孝委員、吉田誠委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外6件、議員提出議案第136号外2件及び請願1件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、そのように進める。

次に、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行うが、山内副委員長より順次自己紹介を願う。

（各委員自己紹介）

鈴木優樹委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課佐藤主事である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

（部長、技監、政策監、食産業振興監、次長は自己紹介、その他は政策監または次長より紹介）

鈴木優樹委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外6件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

(別紙「12月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明)

鈴木優樹委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

鈴木優樹委員長

続いて、農業担い手課長の説明を求める。

農業担い手課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

鈴木優樹委員長

続いて、農村基盤整備課長の説明を求める。

農村基盤整備課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

鈴木優樹委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問については、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

吉田誠委員

12月17日追加提案分農2ページの鳥獣害対策費については、市町村の農作物及び人身事故防止対策に対する支援であると思うが、具体的な対策方法を聞く。

環境保全農業課長

通常、鳥獣害対策の主体は市町村であるが、熊については人身被害が発生していることから、県が事業主体となり実施する。

捕獲の強化としては、専門家の派遣、活動における日当支給及び熊撃退スプレー

の配付、寄せ付けない対策としては、放任果樹の伐採及びセンサーカメラによる観察、農作物を守る対策としては、集落の環境診断及び花火による追い払いなどを検討しており、今後は市町村と相談し進めていく。

吉田誠委員

地元住民からは、熊の搜索が大変であるとの話を聞く。目撃情報が出た後、ドローンやサーモカメラ、赤外線等を用いて搜索する手段もあると聞いたが、検討しているのか。

環境保全農業課長

今定例会追加提案分では、センサーカメラによる観察を想定しているが、当初予算でドローンを用いた搜索を実施しているため、今後も検討していく。

鈴木優樹委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

三瓶正栄委員

9月18日のプレスリリースによると、新規就農者数は4年連続で300人を超え、令和7年度は391人となっている。このうち雇用就農者が6割を占めているとのことであるが、雇用就農定着割合は5年経過後21%と、低い状況である。農業の担い手確保の観点から、今後大きな課題になると予見されるが、離職理由を聞く。

農業担い手課長

離職理由については、就農希望者のニーズに合わないことが大きな要因である。対策としては、お試し雇用就農を行うことによりニーズに合った就農を目指し取り組んでいく。

三瓶正栄委員

取組を強化願う。

雇用就農の場合、休日確保等の働き方改革の促進も必要であると思うが、雇用環境の整備に向けどのように取り組んでいくのか。

農業担い手課長

雇用環境の整備については、福島県農業経営・就農支援センターを中心に専門家を派遣し、法人の要望に応えながら丁寧に対応している。

三瓶正栄委員

最後に、スマート農業についてである。就農促進のためには、ICTを活用した農業が重要であると考えているが、今後、スマート農業にどのように取り組んでいくのか。

農業振興課長

今年度、正確な位置情報を供給する農業用RTK固定基地局を県内11か所に設置し、運用を開始した。また、これらを活用するスマート農業機器の導入も支援しており、今年度は69件の実績がある。さらに、県内3地方はそれぞれ特色ある気候のため、産地に合わせた技術体系を構築し、適切なスマート農業技術の導入が重要であることから、現在、農林事務所やJA等と連携し、県内22か所において技術実証を実施している。

三瓶正栄委員

農業は生命維持産業であり、担い手の育成、就農率の向上などが今後の課題であると思うため、引き続き支援願う。

三村博隆委員

ツキノワグマ対策について、捕獲後の解体処理で発生する油が焼却炉を傷めるため、受入れを拒否されるケースがあると聞いた。他県ではジビエの処理加工施設があるため適切に処理できるが、本県においてもそのような施設を整備する考えはあるのか。

環境保全農業課長

ジビエの処理加工施設の整備は、国の鳥獣被害防止対策交付金事業の1つである。県内では許可を得た施設が1ヵ所あるが、今後、市町村等から要望があれば、関係部局等と連携し対応していく。

三村博隆委員

引き続き支援願う。

次に、タバココナジラミという虫が媒介しているトマト黄化葉巻病が県南地方で猛威を振るっており、トマト農家は非常に大きな損害を受けている。市町村で予算

を組んで対策に乗り出していると聞いているが、県内の感染状況を聞く。

環境保全農業課長

本県では、2007年にトマト黄化葉巻病の発生が確認された。今年度は、福島県農業総合センター内にある病害虫防除所の巡回調査等により、この病気を媒介するタバコナジラミや発病等の状況を調査している。巡回調査地点以外にも、県南地方の一部産地において発生が確認されている状況である。

三村博隆委員

県内全域で発生しているとの理解でよいか。

白河市や矢吹町では予算措置を組み、防除や品種の変更で対応する動きがあるが、トマト農家からは県としての対策を聞かれることがある。巡回調査等で対応していることは理解したが、さらに今後の対策を聞く。

園芸課長

トマト黄化葉巻病については、病害虫発生予察情報や発生の見通しをまとめ、蔓延防止対策を記載したパンフレットやチラシを作成し、生産者へ呼びかけてきた。また、J Aと連携を図りながらトマト生産者を個別巡回し、発生状況を確認するとともに、効果的な防除対策について指導助言を行っている。さらに、本病害を媒介するタバコナジラミについては、広域的に飛ぶ危険性があることから、家庭菜園を行う一般家庭にも回覧板やチラシ等を配布し注意喚起している。

今後はJ Aとの連携を一層強化しながら、トマト生産者への個別巡回を継続し、初動対策の徹底を図る。また、抵抗性苗木の導入状況や防虫ネットの設置状況など、生産者ごとの取組内容を確認した上で、地域全体が一体となり防除対策ができるよう指導助言を行う。

なお、福島県農業総合センターではタバコナジラミがウイルスを有しているか定点調査の結果を分析しており、この情報を基に早期発見、防除に努めていきたい。

三村博隆委員

防除対策として防虫ネットを張るとハウス内が高温になり管理が難しくなるほか、品種を変えると売上げが減少する不安があると聞いている。引き続き、関係機関と連携しながら対応願う。

鈴木優樹委員長

トマト黄化葉巻病に関する三村委員の質問の中で、県内の発生状況に対する答弁

がなかったため、執行部の答弁を求める。

環境保全農業課長

今年度については、地域によって発生の度合いは異なるものの、会津地方を除く全域で発生している。

鈴木優樹委員長

質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

(午後 0 時 1 分 休憩)

(午後 1 時 開議)

鈴木優樹委員長

再開する。

この際、先ほどの答弁に対し、環境保全農業課長より発言を求められているためこれを許す。

環境保全農業課長

県内に 1 か所あると答弁したジビエの処理加工施設については、ニホンジカ専用の施設であり、熊の処理加工施設は県内にない。

鈴木優樹委員長

ただいまの件については了承願う。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

山口洋太委員

三瓶委員の質問に関連である。新規雇用就農者の 8 割は 5 年以内に辞めているとのことだが、その後に独立やほかの農業法人へ転職する人も多いと聞く。実際の離農者数や独立、転職した人の内訳を把握することで、新たな離農防止策を実行できると思うが、どうか。

農業担い手課長

委員指摘のとおり、農業法人退職後、ほかの農業法人への転職や、独立する人も

いる。現時点では人数の把握は難しいと思われるが、今後検討していきたい。

離農防止について、雇用就農では地域の人やほかの農業法人とのつながりがないことも離農の原因であると判明したため、法人の若手社員を集め、意見交換会を開催し意欲向上に努めている。

山口洋太委員

引き続き検討願う。

次に、農地集積、集約化についてである。今定例会において、知事から地域産業の要である農業の生産性を上げ所得を増やすために、農地の集積、集約化を進めていくとの答弁があった。現状では、県の農地集約化率は44.5%であり、全国平均の61.5%よりも低い状況である。今年度末に完成する地区計画についても、約半数以上が白地農地となっており、全国平均よりも高い状況である。

農地集積、集約化が進行しない理由として、自治体があまり積極的に働きかけないことも要因とされているため、県が先頭に立って進めていくことが重要だと考えるが、どうか。

農業担い手課長

農地集積、集約化については、県をはじめ市町村、農業委員会、土地改良区及び農地中間管理機構などの関係機関が一丸となり、1,008の地域計画の見直しに係る話合いの支援などに重点的に取り組んでいく予定である。

しかし、全ての地区において全力で取り組むことは困難であるため、現在、53地区を強化地区と位置づけて支援中であり、そこで得られた成果を地域内外に共有していく。

山口洋太委員

生産性を上げるためには、大区画化やスマート農業が重要となるが、農地集積、集約化が大前提であると思うため、丁寧に取り組み願う。

誉田憲孝委員

イチゴの炭疽病についてである。本県のイチゴ「ゆうやけベリー」は勝負をかけたブランドとして販路拡大しているところであるが、今年度、私の住んでいる福島市を中心にイチゴの炭疽病が猛威を振るっているとの声が多く聞かれる。

例えば、イチゴの苗の5分の1が枯れてしまい、作り直したが、時期がずれ込むためその間の収入が不安定になる人や、苗が全滅し品種をとちおとめに変えざるを

得ない人もいと聞いている。

生産意欲の低下を防ぎ、ブランド力を強化したいが、県は被害の状況や広がりをどのように把握しているのか。

環境保全農業課長

イチゴの炭疽病の発生状況については、手元にデータがないため後ほど回答したい。

誉田憲孝委員

対策や、農家への支援についても聞く。

環境保全農業課長

イチゴの炭疽病に関する支援については、現地に近い農林事務所、J A、必要に応じて福島県農業総合センター等と連携しながら、指導に努めている。

誉田憲孝委員

関係機関との連携は非常に重要であるが、農家目線で具体的な改善策があれば聞く。

園芸課長

イチゴの炭疽病における原因はカビである。カビは気温25～30℃の高温多湿条件で活発に繁殖する。一般的にイチゴ栽培では、親株からランナーを伸ばして定植苗を増殖するが、この過程で炭疽病が伝染するおそれがあるため、育苗中は苗の罹病状況を常に確認し、葉や茎に茶色の病斑など感染症状が見られた苗は、速やかに処分する。

また、育苗期間中は底面給水が非常に有効である。高温期に頭上からシャワー状に散水すると、高温多湿条件が助長されカビが蔓延しやすくなり、病気が急速に拡散するおそれがあるため、水は下から吸水させ、地上部を乾いた状態に保つことが重要である。

なお、イチゴの炭疽病は、発生を完全にゼロにすることが難しい病害であるため、発生初期を見逃さないための日常的な圃場や苗の状態確認、定期的な予防散布など、初期段階での防除を徹底することが重要である。これらの基本的な対策については、生産者に十分周知されているが、各農林事務所としてもこまめに巡回し、適切な指導助言を行いながら、防除対策に取り組んでいく。

誉田憲孝委員

次に、12月9日のJ R 東日本のニュースにおいて、2026年3月23日に日本初の荷物専用新幹線を運行するとの発表があった。本県の特産品である桃や、ゆうやけりーなどの農産品を売り込む絶好のチャンスであると感じたが、J Rの取組に対する県の認識と、生産者がこの事業を利用する場合のバックアップ体制を聞く。

農産物流通課長

いわゆる2024年問題については、農産物の流通が滞ることのないよう県としてもサポートしたいと考えている。具体的に話が合ったイチゴの輸送については、J A ふくしま未来が福島駅にて、新幹線の接続時間にイチゴのパックを積み込み、東京駅構内等のコンビニエンスストアで販売している。

また、県としては企画調整部が主体となり、関係各課による意見交換会を開催しており、その内容を県のホームページにおいて公表している。

菅田憲孝委員

3月に開始するJ R 東日本のはこビュンについては、今後マスコミに大きく取り上げられると思うが、ぜひとも積極的に発信するよう尽力願う。

鈴木優樹委員長

はこビュンについて、県はどの程度情報を把握しているのか具体的に聞く。

農産物流通課長

はこビュンについては、J A ふくしま未来の取組等を参考とし、県としても実施に向け検討していきたい。

山内長副委員長

現在、国において農山漁村振興交付金を用いて情報通信環境整備事業を推進しているが、現時点での計画策定件数を聞く。

農村計画課長

情報通信環境整備事業の計画策定については、これまでに福島市土地改良区で1地区、只見町で2地区、飯舘村で1地区取り組んでおり、福島市土地改良区においては今年度、工事まで完了した。

山内長副委員長

情報通信環境整備事業は、農業水利施設の省力化、高度化やスマート農業が目的であるが、今後整備していく上で地元や個人の負担が生じる。これらの負担に対して国、県からの補助はあるのか。また、整備内容について地域住民からの要望もある。

るが、どうか。

農村計画課長

ハード整備については、団体営事業で整備することとなっており、補助率が定められているため地元負担が生じる。地元住民の意向を踏まえた整備内容となるよう丁寧に進めていきたい。

山内長副委員長

地元負担は当然生じると思うが、県による適切な支援をよろしく願う。

吉田誠委員

9月定例会の一般質問において、スマ農ふくしま（ふくしまスマート農業ナビ）を秋頃に運用開始するとの答弁があった。スマート農業先進地は、大学が中心となりプラットフォーム役を担っていると感じている。高知県においては高知大学が、海外行政調査で訪れたオランダにおいては、州が費用を負担し大学が調査研究を進めている状況である。11月末より運用を開始したスマ農ふくしまは、本県のスマート農業におけるプラットフォームを思わせ、大変期待している。

運用開始から1か月も経過していないが、スマ農ふくしまを全体的に大きく育てていきたいと考えており、そのためにはまず知ってもらうことが重要であるが、県はどのように周知していくのか。

農業振興課長

ふくしまスマート農業ナビについては、国や県、メーカーで開発された農業技術情報を一元的に集約するサイトを作りたいという思いの下、11月27日に立ち上げた。現在、個人農家や企業など90名程度の会員がいるが、現在も募集しており、スマート農業に関する疑問や悩みに対して県の研究機関だけでなくメーカー等からも意見を聞くことができる。

今年度、スマート農業研修会を4回開催し、400名程度の参加者に対しスマ農ふくしまを紹介した。今年度の研修会は残り2回あるため、引き続きPRするとともに、ウェブ上でもスマ農ふくしまのセミナーを開催し、参加者の口コミなどでサイトが広まればよいと考えている。

吉田誠委員

大変期待しているが、現時点では情報が不足しているため、粘り強く取り組んでほしい。

鈴木優樹委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木優樹委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時27分 休憩)

(午後 1時28分 開議)

鈴木優樹委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

鈴木優樹委員長

初めに、議員提出議案第136号について各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

否決の方向で願う。

吉田誠委員

否決の方向で願う。

山口洋太委員

否決の方向で願う。

鈴木優樹委員長

議員提出議案第136号については、否決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木優樹委員長

異議ないと認めそのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第113号について各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

吉田誠委員

可決の方向で願う。

山口洋太委員

可決の方向で願う。

鈴木優樹委員長

継続審査議案第113号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認めそのようにする。

次に、継続審査議案第114号について各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

吉田誠委員

可決の方向で願う。

山口洋太委員

可決の方向で願う。

鈴木優樹委員長

継続審査議案第114号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認めそのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

鈴木優樹委員長

請願98号については、さきに審査した議員提出議案第136号に関連していることから、不採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月22日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明12月19日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前9時10分までに本庁舎東玄関に参集願う。

12月22日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時31分 散会)